

舞 鶴 総 第 55 号

平成 28 年 6 月 24 日

舞鶴市議会議長
桐 野 正 明 様

舞鶴市長 多々見 良 三
(公 印 省 略)

議会の委任による専決処分について
(報告)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

記

専 決 処 分 書

専決第 3 号

和解の専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり和解することについて専決処分する。

平成 28 年 6 月 20 日

舞 鶴 市 長 多 々 見 良 三

1 和解の内容

事件に係る相手方自動車の損害額並びにレッカー費用及び代車費用(350,000 円)は、舞鶴市が負担する。

2 事件の概要

市所有自動車が道路を走行中、運転を誤り、反対車線を走行していた相手方自動車に衝突し、損傷させた。

3 発生年月日

平成 28 年 6 月 3 日

4 発生場所

舞鶴市高野台地内

市道谷田深迫線